(定員に達しましたので募集を終了しました)

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内 今和7年7月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合 に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者に対して、特別教育を実施することが 義務付けられています。この特別教育を以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いた します。

- 1 日時 **令和7年11月7日(金)** 9:00~16:50 (受付8:40~8:55)
- 2 場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)
- 3 日程 【学科】①作業に関する知識(1時間) ②フルハーネス型墜落制止用器具に関する 知識(2時間) ③労働災害の防止に関する知識(1時間) ④関係法令(0.5時間)

【実技】 フルハーネス型墜落制止用器具の使用方法等(2時間)

【学科 4.5時間 実技 2時間】

4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 10,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)

(消費税 10% 内税 909 円)

非会員

12.000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)

(消費税 10% 内税 1,090 円)

5 **申込方法** 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。 受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください) なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)

FAX 0857-52-5061

登録番号 T5270005000526

鳥取銀行 鳥取支店 普通 0051204 口座 名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

- 6 受講申込・受講料支払期限 令和7年10月24日(金) なお、定員30人とします。
- 7 実技の持参品 「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」一式をお持ちの方はご持参くださ い。お持ちでない方にはお貸しします。ヘルメットは不用です。実技にふさわしい服装、 履物(スリッパ等は不可)で受講してください。
- 8 その他(1) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出 してください。受講者には各人に修了証を交付します。
 - (2) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
 - (3) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コー ス」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Li 0857-29-1707)にお問 い合わせください。
 - 感染防止のための基本対策にご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し (4)控えてください。
 - 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越し ください。
 - (6) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。